

牛久沼土地改良区の各種申請書の提出について

※下記すべての申請につきましては、別途消費税がかかります。地区除外維持管理費にはかかりません。

《農地転用》 【農地を転用する時、田を宅地等にする場合】 【公共事業等、道路改修、河川改修で農地が買収された時】

- * 申請書は、正副2部提出して下さい。(地区担当理事署名印必須)
- * 書類のめ切は、毎月25日となります。翌月の10日までに理事会が開かれ、申請許可が下りましたら、振込済領収書と引換に意見書を添付して、書類をお渡し致します。
- * 地目が田の場合には、地区除外維持管理費がかかります。(1㎡当×500円)畑にはかかりません。
- * 証明手数料は、1件につき 4条・・・3,000円 5条・・・4,000円
- * 1000㎡以上の場合は、開発協力費として1㎡当×300円がかかります。

《排水放流》 【生活雑排水、合併浄化槽処理排水を土地改良施設である水路へ放流する時】

- * 申請書は、正副2部提出して下さい。(地区担当理事署名印必須)
- * 書類のめ切は、毎月25日となります。翌月の10日までに理事会が開かれ、申請許可が下りましたら、振込済領収書と引換に同意書を添付して、書類をお渡し致します。
- * 証明手数料 1件・・・4,000円
- * 申請場所 龍ヶ崎市・・・10,000円
河内町・利根町・・・50,000円 } 一般住宅のみ(排水設備協力金)
- * 店舗などの建築
 - 一戸当り・・・24,000円(排水設備協力金)
 - 1人槽当り・・・1,500円×人数
 - 1,000㎡を超えた場合、開発協力費・雨水処理の為1㎡当×300円がかかります。
 - アパートの場合は、一世帯当り10,000円(一般住宅扱い)

《用排水路使用》 【土地改良施設(農道・水路)を架橋(蓋板を含む)その他で使用する時】

- * 申請書は、正副2部提出して下さい。(地区担当理事署名印必須)
- * 書類のめ切は、毎月25日となります。翌月の10日までに理事会が開かれ、申請許可が下りましたら、振込済領収書と引換に同意書を添付して、書類をお渡し致します。
- * 証明手数料 1件・・・4,000円
- * 橋などを架ける場合は、4m/50,000円(標準)、それ以上の場合、1m/12,500円(追加)のお支払いになります。
- * 出入口使用など、一時使用等の場合は、証明料のみとなります。

《境界確認申請書》 【水路と個人の土地、水路と田の境界を確認する時】

- * 申請書は、正副2部提出して下さい。書類は随時受付致します。地区担当理事印は必要ありません。
- * 申請後、境界立会の希望日時を調整し、当日現地集合で境界確認を行います。
現地境界が、市・県が絡む場合は、それぞれ申請、日程調整をお願い致します。
- * 境界立会確認後、後日、振込済領収書と引換に同意書を添付して書類をお渡し致します。
- * 証明手数料 1件・・・5,000円

《振込先》 ゆうちょ銀行又は郵便局

口座記号番号：00190-1-648029

口座名義：牛久沼土地改良区 理事長 中島 淳

ウシクヌマトチカイリョウク リンチョウ ナカシママコト

※お支払いのお手続きは理事会後をお願い致します。
また、ご依頼人欄には申請者様の情報をご記入下さい。
振込手数料はお客様の負担となります。振込済領収書を窓口へご持参下さい。

【問い合わせ先】

牛久沼土地改良区

〒301-0005

茨城県龍ヶ崎市川原代町2640-1

TEL 0297-62-0536